

防災支援員現地支援活動ガイドブック(案)

内 容/目 次	ページ
1. 防災支援員現地活動手順	2
2. 防災支援員現地活動日程表 (例)	3
3. 防災支援員現地活動の手引き	4
4. 防災支援員活動要綱 (案)	5
5. 防災支援員登録表	6

平成 2 7 年 1 1 月

公益日本社団法人技術士会中部本部

社会貢献 (防災) 委員会

1. 防災支援員現地活動手順

○は主担当組織、黄色網掛けは関連組織

時系列的 動き	主組織/関連組織						備考
	統括本部 防災支援 委員会	中部本部長 中部本部 防災委員会	県支部	防災 支援員 *注	県内 他土業 組織	被災地 自治体	
① 災害発生							
② 被災地支援 活動実施有 無検討			○				支援活動実施の契機は4通り ある 1. 県支部→自治体 2. 自治体→県支部 3. 他土業→県支部 4. 統括本部→中部本部 →県支部
③ 技術士会防災 委員会設置	○		○				予算は統括本部で処置
④ 中部本部技 術士会支援 活動決定		○	○				③で統括本部による防災会議 が設置されない場合 予算は中部本部で処置
⑤ 防災支援員 への支援活 動参加募集			○				
⑥ 現地支援活動 日程表作成			○				他土業とは関連がない場合も ある
⑦ 傷害保険 加入			○				自治体および社会福祉協議会 と協議
⑧ 支援活動予 算申請			○				防災会議設置の場合は統括本 部、設置されない場合は中部 本部へ申請
⑨ 現地支援活 動			○	○			他土業とは関連がない場合も ある
⑩ 中間活動報 告・活動終了報 告と検討			○				中間報告は状況に応じ提出 他土業とは関連がない場合も ある
⑪ 費用支払い	○	○					防災会議設置の場合は統括本 部、設置されない場合は中部 本部が支払い
⑫ 最終報告書 作成			○				他土業とは関連がない場合も ある
⑬ 災害原因調 査及び対策 立案			○				自治体からの要請ないし技術 士会からの自主的提案。必須 の活動ではない。

注：なお場合によっては他県支部防災支援員の応援を求めることができる

2. 防災支援員現地活動日程表(例)

日付け	防災支援員氏名						参加人数
	A	B	C	D	E	F	
11月1日(日)	○	○	○	○	○	○	6名
11月2日			○	○		○	3名
11月3日		○		○	○		3名
11月4日			○	○	○		3名
11月5日		○		○		○	3名
11月6日			○	○	○	○	4名
11月7日(土)	○	○			○	○	4名
11月8日(日)	○					○	2名
11月9日		○	○	○			3名
11月10日				○	○		2名
11月11日		○	○	○	○		4名
11月12日				○	○	○	3名
11月13日		○	○	○		○	4名
11月14日(土)	○				○	○	3名
11月15日(日)	○	○			○	○	4名
11月16日			○	○			2名
11月17日		○		○			2名
11月18日			○	○	○		3名
11月19日		○		○	○	○	4名
11月20日				○		○	2名
11月21日(土)	○	○			○	○	4名
11月22日(日)	○				○	○	3名
11月23日		○	○	○			3名
11月24日				○	○		2名
11月25日		○	○	○	○		4名
11月26日				○	○	○	3名
11月27日		○	○	○		○	4名
11月28日(土)	○				○	○	3名
11月29日(日)	○	○			○	○	4名
11月30日			○	○			2名
合計参加数	9回	15回	13回	22回	20回	18回	
交通費小計	800円 x 9回= 7200円	500円 x 15回= 7500円	1000円 x 13回= 13000円	1500円 x 22回= 33000円	600円 x 20回= 30000円	1200円 x 18回= 21600円	合計 112,200円

1. 出発準備

服装：活動的な服装、ただし冬はジャンパー等が必要。靴はスニーカーないし長靴（被災状況による）。

帽子・ヘルメットは必須。その他杖があったほうが良い場合がある。

食事・水：昼食持参、水筒ないしペットボトル持参

荷物入れ：動きやすいリュックサックが望ましい

雨具：傘、レインコート持参

交通手段：自家用車相乗りないし公共交通機関（状況による）

連絡手段：携帯電話ないしスマホは必須

情報入手：スマホないしラジオ

記録手段：ボールペン・鉛筆、記入用紙、型板、カメラ

その他：技術士会の腕章、自己紹介の為の名刺

2. 現地活動の時間と場所

時間及び場所は被災地自治体の指示に従う

3. 現地支援活動

- (1) 原則は他士業者と共に「よろず相談」を行う。そのため「よろず相談」の表示を黒板や大きな紙に書いてPRする。技術士会防災支援員は主として技術的な相談事に対応するが、被災者は技術士だから技術的相談を持ち掛けるとは限らない。受けた相談事は返事ができない場合、他の士業者や自治体関係者と相談して、遅くも翌日返答する。検討の結果回答できない場合は、「検討したが〇〇の理由で回答できない」旨返答する（ほったらかしは最悪）。

2014年広島土砂災害時の広島県士業連絡会による被災者支援時の相談事例：

- ・災害復旧工事と所有地（技術士会対応）
- ・家屋に倒れかけた電柱の撤去（技術士会対応）
- ・借家退去時の敷金・礼金の返済（弁護士会・司法書士会対応）
- ・引越し運搬のための道路復旧（技術士会対応）
- ・要介護者の手続き（社会福祉会対応）

- (2) 防災支援員は技術的相談が主業務であるが、現実には一般ボランティアの受け入れ業務、一般ボランティアと同等の力仕事など依頼される可能性もあり、状況に応じて適切に対応する

- (3) 記入用紙にその日の相談事と回答、その他活動内容を毎日記録する

- (4) 当日のリーダー役を決め、他士業や自治体に伝えておく

4. 防災支援員の要件・心がけ

(1) 事前知識

当該自治体の防災組織やハザードマップ、災害救助法、また土砂災害ならば土砂災害法

(2) 心がけ（静岡県ふじのくに防災士養成講座「阪神・淡路大震災における教訓」）

①防災に関係する人に求められる人物像

- ・「イマジネーション」「状況判断」「迅速行動」が優れていること
- ・「指示待ち」「マニュアル」人間はだめ

②被災者に配慮した言動が必要

- ・被災者のプライバシー尊重
- ・カメラを向けない
- ・生死などについての言葉は禁句
- ・同情・哀れみの言葉は控えめに
- ・外部応援者同志の言動は慎重に

- (3) 二次災害が起きる場合があり、防災支援者自身が巻き込まれない

- (4) 退去時は後片付けを徹底し、関係者への挨拶を忘れない

以上

本提案は中部本部管轄地域に自然災害が発生し、中部本部が現地支援を行う場合の要綱を定めるものである。

（対象自然災害）

1. 台風、地震・津波、集中豪雨、土砂災害、火山噴火など自然災害を対象とする。

（対応可否判断）

2. 中部本部長が統括本部防災支援委員会委員長、中部本部社会貢献(防災)委員会委員長、県支部長、県防災支援委員会委員長と諮って、現地支援実施有無を決定する。統括本部からの要請があれば「防災会議」を設置する。

（支援組織単位）

3. 支援組織単位は県支部とし、必要な場合は他県の応援を求めることができる。

（支援組織指揮）

4. 支援組織は県支部長・県支部防災支援委員会委員長が指揮する。

（支援内容）

5. 支援内容は被災者の困りごと相談、現地ボランティア活動者の受け入れ支援などである。

その他支援活動は状況に応じ、県支部長・県防災支援委員会委員長が決める。

（支援者）

6. 各県支部は支援者を募り、現地派遣する。

（支援者の事前登録）

7. 各支部は災害発生時に支援可能な支部会員のリストを事前に作成し、毎年更新する。

なお支援可能な支部会員の要件（年齢、専門、住所、健康など）は別途定める。*備考参照

（支援活動の報酬）

8. 支援活動は自主的活動であり、報酬はない。

（支援に要する経費）

9. 支援者が現地に赴く交通費、宿泊費などは、県支部が中部本部経由統括本部に事前ないし事後に申請する。

他に必要な備品があれば、都度その経費を県支部長・県防災支援委員会委員長は中部本部経由統括本部に申請する。

（補償）

10. 支援者が現地で負傷、疾病などに罹る場合に備え、県支部長・県防災支援委員会委員長は支援者を現地派遣前に保険に加入させる。保険にかかる費用は中部本部経由統括本部に申請する。

（免責）

11. 支援者が現地支援活動の為に蒙る損害（健康、業務など）は本人負担であり、技術士会は免責される。

（他組織との協業）

12. 支援活動は県支部が当該県災害対策士業連絡会ないし類似組織に加入している場合は、連絡会と協業する。協業組織がない場合は、当該県自治体の災害対策部署に申し出て、要請があれば支援活動に従事する。

（期間）

13. 個々の支援者の活動期間は当人と支部長・県防災支援委員会委員長で決める。また全体の支援活動の間は、被災状況、他組織との業務状況などを勘案し、県支部長・県防災支援委員会委員長が中部本部長、中部本部社会貢献（防災）委員会委員長、統括本部防災支援委員会と協議して決定する。

（報告）

14. 支援活動中および終了後、県支部長・県防災支援委員会委員長は支援状況を中部本部長、中部本部社会貢献（防災）委員会、統括本部防災支援委員会に報告する。

備考：支援者要件

年齢：75歳以下

部門：建設、下水道、電気・電子優先、他部門も可

健康：本人申し出により判断

住所：県内住居がある支部会員ないし県支部長が認めた支部会員

日本技術士会中部本部各県防災支援員の登録票

6 / 6

平成27年11月8日

日本技術士会中部本部社会貢献（防災）支援委員会

中部本部会員の皆様で、愛知、岐阜、三重、静岡各県防災支援者として登録を頂ける方は、下記帳票に必要事項をご記入の上、県支部(支部発足前は県技術士会)まで提出をお願い致します

氏名		部門	
生年月日		支援可能な事項	
電話	固定	（対応可能な得意分野、例えば“行政との窓口” “土砂災害に詳しい”“建造物復旧に詳しい”などがあれば記述。特になくても良い）	
	携帯		
E-mail			
住所		②	
		③	
その他意見等		（対応可能な日、例えば“休日のみ対応可”、“平日も対応可”なども記す）	

防災支援者とは

災害発生時に、技術士会として災害対応支援を行う際の要員のこと

参考資料

1. 災害発生時の中部本部対応要綱（改訂案）前ページ参照

登録申請先

愛知県（支部長 水野朝夫） mizunoasao@ybb.ne.jp

岐阜県（支部長 森川英憲） hidenori_morikawa@dnc.co.jp

三重県（支部長 平田賢太郎） kentaro.hirata@processint.com

静岡県（支部長 山下久吉） hiyama@lilac.ocn.ne.jp